

## 第1回 RDF焼却・発電施設の撤去に伴う安全管理会議 議事概要

日 時：令和2年9月18日（金）午後6時00分から午後7時20分まで

場 所：桑名広域清掃事業組合 管理棟3階 大会議室

出席者：委員15名（全委員数15名）

学識経験者4名（うち成瀬委員及び藤間委員はリモート参加）、  
地域住民代表者5名、自治体関係者6名

傍聴者：一般傍聴者1名

議 題：RDF焼却・発電施設の撤去について

### 【内容】

#### 1 はじめに

事務局から、本会議の設置趣旨を説明。

委員の互選により、加藤委員を議長として選任。

#### 2 RDF焼却・発電施設の撤去について

事務局から次のとおり説明。

##### （1）RDF焼却・発電施設撤去工事概要について（資料1-1）

- 撤去工事として、RDF焼却・発電施設の解体撤去、汚染土壌の掘削除去及び清浄な土砂への入れ替え後、敷地の整地等を行う。
- 工事の概略フローは図2-2のとおり。
- 焼却施設の撤去においては、施設の周りに足場及び養生シートによる密閉養生（5ページ左下写真「養生シート設置状況 例」参考）を行う。養生内の圧力低下による粉じん等の飛散防止を講じたうえで焼却施設の機器内部を水洗浄し、ダイオキシン類を含有する付着物や堆積物を除去する。洗浄水は仮設排水処理装置等を使用して循環利用し、排水せずに最終的に廃棄物として処理する。水洗浄が完了したことを確認した後に、機器類・架構等を撤去する。
- 周辺環境に配慮して工事を進めるとともに、工事の施工前、施工中及び施工後に、周辺環境への影響確認のため、環境調査を実施する。
- 廃棄物等の搬出は、図2-4の搬出経路（東員町道穴太弁天山2号線を経て、県道四日市多度線）を通行する計画。搬出に伴う工事車両通行台数は、最大で60台/日と想定している。
- 図3に示すRDF貯蔵施設付近（赤斜線部分）で、ふっ素及びその化合物の溶出量が環境基準値を超えた汚染土壌が発見された。汚染土壌は全量を掘削し、清浄な土砂で埋戻す。掘削した汚染土壌は、汚染土壌処理業の許可を受けている汚染土壌処理施設で処理する。また、搬出用ダンプトラックは、飛散防止対

策を徹底する。

- 撤去工事は全体で約2カ年の計画。

(2) RDF焼却・発電施設の撤去に伴う環境測定について(資料1-2)

- ダイオキシン類及びふっ素については、環境基準値を管理値とする。建設作業に伴う騒音及び振動については、「三重県生活環境の保全に関する条例」の基準値を遵守する。
- サンプル箇所は、図4及び図5のとおり。
- 測定頻度について、施工前と施工後の測定は、それぞれ1回ずつ実施する。施工中に関しては、それぞれの項目につき、年に1回実施する

主な質疑応答は次のとおり。(○：質疑、➤：応答)

- 廃棄物の搬出先は決まっていないのか。(委員)
  - 再資源化施設等へ運び出す条件であるが、受注者が決まらなると、具体的な搬出先は決まらない。(事務局)
- 環境測定において、ダイオキシン類の測定結果が環境基準を超えた場合、どのように対応するのか。(委員)
  - 作業を中断し、原因を調査する。(事務局)
- 沢地川でダイオキシン類及びふっ素の測定を行うとあったが、敷地外への排水は、雨水調整池を経由して沢地川へ放流されるため、ダイオキシン類やふっ素が雨水調整池に貯留され、それが沢地川へ流れていかないか。(委員)
  - ダイオキシン類及びふっ素が、泥等に吸着し、雨水調整池に貯留される可能性も考えられる。撤去工事においては、一般環境中の状態を確認するため、沢地川で採水を行う計画とした。(事務局)
- 水質の測定結果が環境基準を超過した場合、地域住民等に対してすぐに報告を行うのか。(委員)
  - 環境基準を超えることがあれば、すぐに報告する。(事務局)
- 施工中の環境測定頻度が年1回では足りないと感じる。増やした方が地元住民も安心かと思われる。(委員)
  - 検討する。(事務局)
- 土中に溜まったダイオキシン類は、自然分解するのか。(委員)

- ダイオキシン類は非常に安定であり、自然分解しにくい。(事務局)
- アスベスト及びPCBの存在確認はしているのか。(委員)
  - 撤去設計業務等において、存在しないことを確認している。(事務局)
- RDF貯蔵施設は発電所の運転開始後に建設しているが、その時に造成した土は、運転開始前に造成した土とは違う土なのか。(委員)
  - RDF貯蔵施設の建設時は、外部から土を搬入していない。(事務局)
- 解体を始める前に排ガス処理設備の周りのダスト(ばいじん等)の状態を調べてはどうか。(委員)
  - 撤去設計業務の中で、ダスト(ばいじん等)のダイオキシン類濃度等を測定しており、その結果を踏まえて適切に解体していく。(事務局)
- 7ページの表で、土壌中のふっ素に関する記述がないが、何の基準をもって汚染土壌と判断されたのか。(委員)
  - 土壌汚染対策法に規定された方法で実施した土壌汚染状況調査の結果、ふっ素の土壌溶出量基準(0.8mg/L)を超過した。(事務局)
- 周辺土壌もふっ素を測定して、住民を納得させる必要があるのではないか。(委員)
  - ふっ素が土壌溶出量基準を超過していることから、水に溶け出した場合、汚染が広がるおそれがあるため、河川水中のふっ素を測定する。なお、ボーリング調査の結果、地下水位が一番浅いところでも約9mであったことから、汚染が周辺に広がるおそれはないと判断している。(事務局)
- 汚染土壌の除去作業期間はどの程度か。掘削中の雨水の処理は、どうするのか。(委員)
  - 2ヶ月から3ヶ月程度。シートで土壌表面を養生して、雨水が浸透しないよう対策する。(事務局)

以上